

## 学生自治会会則

### [第1章 総則]

第1条(名称)本会は、京都教育大学学生自治会と称する。

第2条(目的)本会は学生自治の立場より本大学の特質を生かし、学問の自由な研究及び学生生活の発展向上をはかることを目的とする。

第3条(構成)本会の構成員は以下のとおりとする。

- (1) 本学学部生の全ての者(これを、学部生会員と呼ぶ)。
- (2) 本学大学院生のうち、入会を希望する者(これを、院生会員と呼ぶ)。

本会は京都教育大学に在学する全学生を会員としてこれを構成する。

第4条(事務所)本会の事務所は京都市伏見区深草藤森町1番地 京都教育大学内におく。

### [第2章 組織及び任務]

第5条(組織)本会は第2条に定める目的達成の為に、代表委員会、常任委員会、各種専門委員会、並びに学生大会をおく。

第6条(任務)本会は第2条に定める目的にしたがい、その向上発展に必要な一切の任務を行う。

### [第3章 会計]

第7条(会計)本会の会計は、学生大会ならびに代表委員会の議決・監督の下、第26条に定める常任委員会委員長及び各専門委員会会計がこれをつかさどる。

第8条(会計年度)本会の会計年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第9条(収入)①本会の収入は自治会費及び寄附並びに事業収入その他による。

第10条(自治会費)①本会の会費である自治会費は年間2500円とする。

②学部生会員は本会入会時に卒業までの最低在学期間分の自治会費を一括して納入しなければならない。

③学部生会員がその最低在学期間をこえて在学する場合、毎年4月にその年度の自治会費を納めなければならない。

④院生会員は毎年4月にその年度の自治会費を納めなければならない。

⑤但し、本会則は別に猶予規定を置くことを妨げない。

⑥退学時等、やむを得ず本会を途中で退会する場合は、自治会費のうち一部またはその全てを返還するものとする。但し、会員より退会后すみやかに申し出なき場合はこれを返還しない。

⑦自治会費を未納の場合、学生自治会(第31条に規定する専門委員会を含む)主催行事、学生自治会公認団体(クラブ・サークル・自主ゼミ)に参加することが出来ない。

第11条(決算の承認)①会計は監査委員の監査の上、定例学生大会において決算報告を行い承認を受けなければならない。

②監査委員は代表委員以外の会員から選ぶ。

### [第4章 代表委員会]

第12条(地位)代表委員会は学生大会に次ぐ常設の議決機関であるとともに、常任委員会の執行についてその委員長の指示の下行うほか、学生大会の運営をその議長の指示により行う執行機関である。

第13条(職務)代表委員会は次の職務を行う。

- (1) 本会の代表。
- (2) 本会運営に関する基本方針を立案し、学生大会における議案の発議。
- (3) 本会の予算案に対して常任委員会から出された予算案を審議の上、学生大会に発議すること。
- (4) 常任委員会の執行補助。
- (5) 学生大会の運営補助。
- (6) その他第2条の目的達成のために必要な事項のうち、第6条に定められた地位を満たす任務。

第14条(登録)①常任委員会は11月末までに代表委員募集の公示を行う。代表委員はこの時、常任委員会へ出願し、代表委員名簿に登録されることによりその職を受ける。出願者が少ない場合には各専門委員会から推薦を行い全学生の5%にあたる人数を確保する。

②以下の場合、代表委員会はその登録を留保し全学投票にその有効性の決定権を預託することができる。

- (1) 出願人の人数が著しく多い場合。
- (2) 出願人が本会および代表委員会に対して破壊的な活動を行った場合。
- (3) その他出願人が本会および代表委員会に対して著しい不利益を与えることが予想される場合。

第15条(任期)代表委員の任期は毎年12月にこれを終える。

第16条(罷免)①代表委員は、次の場合罷免される。

- (1) 代表委員会において不信任案が可決されたとき。
- (2) 全会員の20分の1以上の要求があったとき。

②前項(1)の方法による不信任決議に対して不服がある場合には、当該代表委員は代表委員会に対し全学投票による再決定を要求できる。その際、当該代表委員の委員としての地位は再決定まで留保される。

③罷免を受けた者は、原則としてその後代表委員への出願権を失う。

第17条(役員)①代表委員会は互選により以下の役員を置く。但し、委員長と副委員長以外の兼任はこれを妨げない。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 会計

②委員長は代表委員会を代表し、議長として議事統轄にあたる。

③副委員長は委員長を補佐し、委員長の職務執行不能たる時にはその職務を代行する。

④会計は代表委員会の運営に関する会計業務を行う。

第18条(召集)代表委員会は次の場合にこれを召集する。

- (1) 全代表委員の4分の1以上の要請があったとき。
- (2) 第19条の定めにより議案の発議が行われたとき。
- (3) 常任委員会の要請があったとき。
- (4) その他代表委員長が必要と判断したとき。

第19条(会員の発議権)本会会員は、他に規定のない事項に関してその30分の1以上の署名により代表委員会における議案の発議を行うことができる。

第20条(定足数および採決)①代表委員会は代表委員の過半数の出席をもって成立する。

②議決は出席者の過半数をもって決定し、可否同数たる場合は議長たる代表委員長がこれを決する。

第21条(決議の公示)代表委員会の決議事項はその都度公示せねばならない。

第22条(解散)①代表委員会は以下の場合解散する。

- (1) 代表委員会の3分の2以上をもって決議したとき。
- (2) 全会員の10分の1以上の要請があったとき。

②代表委員は前項に準じて総辞職する。

#### [第5章 常任委員会]

第23条(地位)常任委員会は本会の執行機関である。その執行に当たっては常任委員の他に、代表委員その他の協力員をもってこれにあたることができる。

第24条(職務)常任委員会は以下の職務を行う。

- (1) 代表委員会ならびに学生大会の議決の執行。
- (2) 本会の予算案を作成ならびに、代表委員会への提出。
- (3) 議案の代表委員長への提出および、一般職務ならびに渉外関係についての代表委員会への報告。

第25条(任命)常任委員は代表委員長がこれを代表委員中より若干名任命する。ただし、第26条で定める役

員が不足している場合は各専門委員会より役員を選出して常任委員会の業務にあたることとする。不足した役員は特段の事情がない限り体育会、文化会より平等に選出するものとする。

#### 第26条(役員)

①学生自治会は下の役員及び常任委員長が必要と認めた役員を置くこととする。但し、委員長と副委員長以外の兼任はこれを妨げない。

(1) 委員長、(2) 副委員長、(3) その他補佐役等、常任委員長が必要と認めた役員

②委員長は代表委員会委員長をもってこれにあたるものとし、執行権者としての常任委員会を代表し、その最高責任者としての地位を持つ。

③副委員長は代表委員会副委員長をもってこれにあたるものとし、委員長を補佐し、委員長の職務執行不能たる時にはその職務を代行する。

④その他、各部署担当委員ならびに補佐役は、常任委員長の指示によりそれぞれの職務を行う。

第27条(罷免)①常任委員の罷免権は常任委員長がこれを有する。

②常任委員長の罷免に対して不服ある場合、当該常任委員は代表委員会にその適否の審議を發議できる。

第28条(任期)常任委員の任期は代表委員の任期に準ずる。

第29条(失職)常任委員は代表委員の職を失った場合、同時にこれを失職する。

第30条(解散)①常任委員会は代表委員会においてその不信任の議決がなされた場合、解散しなければならない。

②常任委員会自ら辞意を表明した場合解散する。

③常任委員会が解散した場合5日以内に新常任委員会を構成しなければならない。但し、新常任委員会選出までの期間は前委員がその職務を代行する。

#### [第6章 専門委員会]

第31条(設置)本会は、第2条に定める目的達成にかかわる専門事項に関して、以下の専門委員会を設置する。

(1) 体育会 (2) 文化会 (3) ゼミナール委員会 (4) 学園祭実行委員会

第32条(監督責任)①専門委員会の活動に関して、常任委員会は連帯して責任を負う。

②常任委員会は、専門委員会に対して助言と勧告を行うことができる。

③専門委員会は第33条に定める任務を果たせないと常任委員会が判断したときは、代表委員会の承認をもって専門委員会を委任統括することができる。

第33条(任務)専門委員会は、第2条の目的を満たすため、学生大会並びに代表委員会の監督の下、それぞれ以下の任務を行う。

(1) 体育会は、体育関係の活動を行うほか、所属団体を代表し統括する。

(2) 文化会は、文化関係の活動を行うほか、所属団体を代表し統括する。

(3) ゼミナール委員会は、ゼミ関係の活動を行うほか、所属自主ゼミ活動を代表し統括する。

(4) 学園祭実行委員会は、大学祭行事の企画運営を行う。

第34条(委員会会議)①常任委員会・代表委員会および専門委員会の連携を深めるために委員会会議を設ける。

②常任委員長は大学休学期間を除いて、月1度定例で委員会会議を招集する。

③委員会会議には常任委員会役員および専門委員会役員が出席する。

④委員会会議においては以下のことを扱う。

(1) 各委員会の活動報告。

(2) 大学への要望等の取りまとめ。

(3) 大学からの連絡事項伝達。

(4) その他特に必要と認められること。

第35条(予算)①専門委員会の予算に関しては、それぞれの事業収入及び寄附等の他、本会会計より年間一定の

金額を専門委員会交付金として交付する。

②第34条に認める委員会会議の経費および委員会の枠組みを超えた連携行事については代表委員会・常任委員会会計より予算支出をする。

第36条(専門委員会会則)専門委員会の組織など、その運営に関して必要な事項に関しては、本会則の他にそれぞれ会則を定め、これに従うものとする。

#### [第7章 学生大会]

第37条(地位)学生大会は本会の最高議決機関であり、本会運営に関する基本方針及びその他本会則に定められた事項を協議議決する。なお、学生大会の議決は代表委員会の議決に優先する。

第38条(召集)学生大会の召集は代表委員長が行うものとする。

第39条(定例学生大会)定例学生大会は年1回原則として前期末考査終了までに行うこととする。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- (1) 社会情勢及び天災などによって、学生大会を開催することができない、若しくは危険と判断される場合。
- (2) 大学行事等により、多数の会員が参加できないことが予測される場合。
- (3) その他代表委員長が日程変更を必要と判断したとき。

第40条(臨時学生大会)代表委員長は以下のとき、臨時学生大会を召集する。

- (1) 全会員の10分の1以上の要求があったとき。
- (2) 代表委員会が3分の2以上の賛成をもって必要と求めたとき。

第41条(公示)学生大会を召集するには会議の目的、日時、場所を開催の5日前迄に公示しなければならない。但し、緊急の場合はその限りではない。

第42条(学生大会中の課外活動)①学生大会中は、本会公認団体は代表委員会の許可を得ず、その活動を行ってはならない。

②第1項に反した団体には、代表委員会ならびに所管専門委員会は以下の処分を行うことができる。

- (1) 誠告 (2) 活動停止処分 (3) 交付金の減額 (4) 除名

第43条(定足数・議決)①学生大会は全会員の3分の1以上の出席で成立し、その過半数で議事を決する。

第44条(委任状)①学生大会にやむをえない理由により出席ができない場合、委任状を提出することによりその議決権を議場に委任することができる。

②委任状の提出者は、議場出席者数を超えない範囲で議場に出席したものとみなすことができる。

第45条(不成立時の取扱)①学生大会があらゆる理由により不成立となった場合、代表委員長は30日以内に再開催を行わなければならない。

②不成立時の議案などの取扱に関しては次のとおりとする。

- (1) 議案のうち、緊急かつ目前の事項に関しては、代表委員会がその決議をかわって行うことができる。ただし、この場合には追って学生大会で承認を受けなければならない。
- (2) 予算案に関しては、再開催までの仮執行としてその12分の1以下の代表委員会が認めた額の執行を行うことができる。ただし、仮執行は年度に3度以上行うことは出来ない。

③再開催がさらに不成立となった場合、代表委員会はその再開催についてこれを行わないことができる。ただし、その場合の扱いについては第2項によるものとする。

#### [第8章 改正・細則]

第46条(改正)①本会則の改正及び廃止は学生大会においてこれを行う。

②但し第1項の規定に係わらず、語句の訂正など本会則の趣旨を変えない範囲での改正は、これを代表委員会が行うことができる。

③第2項による改正については速やかに掲示もしくは学生大会においてその内容を報告しなければいけない。

第47条(細則)選挙細則等は別に代表委員会がこれを定める。

附 則

本会則は2011年4月2日より効力を発す。

本会則は2025年7月9日に改正され、2025年12月1日より効力を発す。